

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、西沖地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西沖地区）を行うことについて平成28年10月12日認可した。

平成28年10月18日

香川県知事 浜 田 恵 造